

○多度津町離島介護サービス提供促進事業の助成に関する要綱

平成 23 年 5 月 25 日

要綱第 17 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護サービスの確保が困難な離島地域の住民の居宅を訪問し、介護サービスを提供する事業者に対し、助成金を交付することにより、離島での安定的な介護サービス提供体制の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 離島 高見島及び佐柳島をいう。

(2) 要介護者等 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 7 条に規定する要介護者及び要支援者並びに多度津町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 28 年多度津町要綱第 25 号。以下「実施要綱」という。）第 7 条第 1 項に規定する総合事業の対象者をいう。

(3) 介護サービス 法第 8 条に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援並びに法第 8 条の 2 に規定する介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防支援並びに法第 45 条第 1 項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第 57 条第 1 項に規定する介護予防住宅改修費の支給に係るサービス並びに実施要綱第 4 条第 1 号に規定する介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービスを除く。）をいう。

(4) 船賃 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 8 条第 1 項に規定する一般旅客定期航路事業者が定める旅客の運賃及び自動車航送に係る運賃をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成対象者は、法第 70 条及び法第 71 条の規定により指定を受けた居宅サービス事業者、法第 79 条の規定により指定を受けた居宅介護支援事

業者、法第 1 1 5 条の 2 の規定により指定を受けた介護予防サービス事業者、法第 1 1 5 条の 2 2 の規定により指定を受けた介護予防支援事業者、法第 1 1 5 条の 4 5 の 3 の規定により指定を受けた第 1 号事業指定事業者並びに法第 4 5 条第 1 項に規定する居宅介護住宅改修及び法第 5 7 条第 1 項に規定する介護予防住宅改修を行う事業者とする。

(助成対象事業)

第 4 条 助成の対象となる事業は、助成対象者が離島に居住する要介護者等に対して介護サービスを提供する事業とする。

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、次に掲げるものの合計額とする。

(1) 助成対象事業に要する船賃に相当する額

(2) 助成対象事業の従事者 1 名 1 日につき、次に掲げる額

区分	助成金の額	備考
高見島	1, 3 0 0 円	同一の介護従事者が 1 日に 2 回以上の介護サービス提供を行った場合でも、助成金の額は 1 日分とする。
佐柳島	2, 2 0 0 円	

(助成金の申請)

第 6 条 助成を受けようとする者は、多度津町離島介護サービス提供促進事業助成金申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項に係る添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 介護サービス提供確認票(様式第 2 号)

(2) サービス提供表の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(助成の決定)

第 7 条 町長は、前条の申請書の内容を審査して助成の可否を決定し、多度津町離島介護サービス提供促進事業助成決定(却下)通知書(様式第 3 号。以下「助成決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 8 条 助成決定通知書を受けた者は、多度津町離島介護サービス提供促進事業助成金請求書（様式第 4 号。以下「請求書」という。）を、町長に提出するものとする。

（助成の方法）

第 9 条 町長は、前条の請求書を受理したときは、請求書を受理した月の翌月の末日までに助成金を支払うものとする。

（不正利得の返還）

第 10 条 町長は、偽りその他不正の手段により本事業の助成を受けた者があるときは、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 18 日要綱第 11 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 16 日要綱第 5 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。